

正 誤

平成 27 年 4 月 1 日公布大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第 57 号（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例）

誤	正
<p>第 11 条 省 略</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 20 条第 1 項の規定の適用については、同項中「及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるのは「、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 27 年条例第 15 号）第 8 条に規定する任期付短時間勤務職員」とする。</p>	<p>第 11 条 省 略</p> <p>2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第 20 条第 1 項の規定の適用については、同項中「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」とあるのは「、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 27 年条例第 15 号）第 8 条に規定する任期付短時間勤務職員」とする。</p>
別表を削る。	削除